

エリザベト音楽大学大学院学則

第1章 総 則

- 第1条 エリザベト音楽大学大学院は、音楽の理論及び実践を教授研究し、専攻分野における研究能力及び豊かな学識を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院の人材養成に関する目的は次に掲げるとおりとする。
- (1) 修士課程は、広い視野に立って専攻分野における専門的な知識・技能を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な優れた能力を備えた国際性豊かな人材の養成を目的とする。
- (2) 博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた学際的な人材の養成を目的とする。
- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たり、必要な事項は別に定める。

第2章 大学院の課程及び組織

- 第3条 本大学院に5年の博士課程を置く。
- 2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

研究科名	修 士 課 程		博 士 後 期 課 程	
	専 攻	分 野	専 攻	領 域
音楽研究科	音楽学専攻	音楽創作 指揮 音楽学 音楽教育学	音 楽 専 攻	音 楽 学
	宗教音楽学専攻	宗教音楽学 宗教声楽 オルガン		声 楽
	声楽専攻	声楽		器 楽
	器楽専攻	鍵盤楽器 弦楽器 管打楽器		

第3章 教 育 方 法

- 第4条 本大学院の教育は授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 2 教育上有益と認めるときは、国内又は外国の大学等の高等教育機関への留学を認めることができる。
- 第5条 本大学院修士課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。なお、標準修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできない。
- 第6条 履修科目の選択に当たっては、あらかじめ担当教員の指導を受けなければならない。

第7条 授業科目の修了の認定は試験によって行い、その認定を得た学生には単位を与える。

第8条 学業成績の評価は秀・優・良・可・不可の5種をもって表示し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 評価と評価基準は、次のとおりとする。

各専攻の専門研究科目(6単位科目)以外の科目

評価	評価基準
秀	100点～90点
優	89点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点～0点

各専攻の専門研究科目(6単位科目)

評価	評価基準
秀	20点～18点
優	17点～13点
良	12点～8点
可	7点～3点
不可	2点～0点

第9条 大学院は教育上有益と認めるときは、学生が本学学部又は他の大学等の高等教育機関（外国の機関をも含む）での授業科目を履修することを認めることができる。

2 本大学院は、学生が前項の規程により履修した本学学部の授業科目について修得した単位を、4単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 他の大学等の高等教育機関（外国の機関をも含む）で修得した授業科目については、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

第10条 大学院の授業科目は次のとおりである。

別表Ⅰ 修士課程

別表Ⅱ 博士後期課程

第11条 教育職員免許を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第12条 前項により取得できる教育職員免許状の種類は、中学校教諭専修免許状（音楽）、高等学校教諭専修免許状（音楽）である。

第4章 修了

第13条 修士課程の修了要件は、大学院に2年（優れた研究業績を上げた者については1年）以上在学し、所定の授業科目30単位以上修得し、修士論文（又は、これにかわるもの）の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程修了者は2年の在学期間を含み、優れた研究業績を上げた者はこれを短縮することができる。）以上在学し、所定の科目10単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ、博士後期課程に入学した者の修了要件は、3年（優れた研究業績を上げた者は1年）以上在学し、所定の科目10単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

第13条の2 学部との5年プログラムにより、本学学部の学生は音楽研究科に入学する前に同研究科の授業科目を履修し、単位を修得することができる。なお、修得した授業科目の単位は、音楽研究科に入学後、

同研究科において修得したものとみなすことができる。

第5章 学 位

第14条 学長は研究科委員会の議を経て、音楽研究科の修士課程を修了した者に対しては、修士（音楽）の学位を、博士後期課程を修了した者に対しては、博士（音楽）又は博士（音楽学）の学位を授与する。

- 2 本大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、本大学院学位規程の定めるところにより、博士（音楽）又は博士（音楽学）の学位を授与することができる。
- 3 学位に関する規程は別に定める。

第6章 入学・退学・休学・留学及び転学

第15条 学長は研究科委員会の議を経て、入学・退学・休学・留学及び転学を決定する。

- 2 入学期は、学期の始めとする。
- 3 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
 - (1) 大学を卒業した者。
 - (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により、学士の学位を授与された者。
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
 - (4) 文部科学大臣の指定した者。
 - (5) 大学に3年以上在学し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。
 - (6) その他、大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
- 4 本大学院博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位を有する者。
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者。
 - (3) 文部科学大臣の指定した者。
 - (4) その他、大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。
- 5 第3項第(5)号並びに第(6)号、及び第4項第(4)号に関する規程は別にこれを定める。
- 6 本大学院における休学は、修士・博士後期課程を通じて、通算3年を超えないこととする。なお、休学期間は在学期間には算入しない。
- 7 本大学院修士課程及び博士後期課程における外国の大学等への留学に関しては、別にこれを定める。

第7章 学 費

第16条 本大学院における学費は別表Ⅲのとおりとする。

第8章 職 員 組 織

第17条 本大学院の職員組織は、教育職員、事務職員及び技術職員とする。

- 2 教育職員として、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。
- 3 学長は校務を掌り、全職員を統督する。
- 4 本学の職制については、別に定める。

第9章 研究科委員会

第18条 本大学院の教育目的に関して、重要な事項を審議するため研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長及び大学院担当の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、課程の修了。
 - (2) 学位の授与。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 4 研究科委員会は、第3項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 事務組織

第19条 本大学院運営上の事務処理のため、事務組織を置く。

第11章 定員

第20条 本大学院の定員は次のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	音楽学専攻	3名	6名	音楽専攻	3名	9名
	宗教音楽学専攻	2	4			
	声楽専攻	3	6			
	器楽専攻	12	24			
	計	20	40	計	3	9

- 2 上記修士課程の入学定員20名内の2名を、収容定員40名内の4名を社会人特別枠とする。

第12章 研究生、科目等履修生及び外国人学生

第21条 本大学院において、特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、教育研究上差し支えない場合に限り選考の上、研究生としてこれを許可することがある。

- 2 研究生に関する細則は別に定める。

第22条 本大学院所定の授業科目の中、一科目または数科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業上差し支えない場合に限り選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第23条 外国人であって本大学院を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

- 2 外国人学生に関しては、法令の定める規定により本学の学則を準用する。

第13章 公開講座

第24条 本学は、適時公開講座を設け、一般及び教職にある者のための研学に資する。

第14章 学年・学期及び休業日

第25条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条 学年を分けて次の二期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

第27条 学年中の休業日は次のとおりとする。ただし、第3号から第5号の休暇期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 日曜日・国民の祝日に関する法律（平成元年2月17日法律第5号）に規定する休日

(2) 創立記念日（11月22日）

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができ、また、臨時の休業日を定めることができる。

第15章 附属図書室

第28条 本大学院に附属図書室を置く。

2 附属図書室に関する規程は、別にこれを定める。

第16章 寄宿舎

第29条 本学に附属寄宿舎を置く。

2 附属寄宿舎に関する規程は、別にこれを定める。

第17章 賞 罰

第30条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀・品行方正で、他の学生の模範となる者があるときは、研究科委員会の議を経て学長はこれを表彰することがある。

第31条 学生で本大学院の諸規則及び命令に違背し、または学生の本分に反する行為をした者があるときは、その軽重に従って、研究科委員会の議を経て学長はこれを懲戒する。

2 懲戒は、戒告・停学及び退学の三種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。

(3) 正当な事由なくして出席常でない者。

(4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者。

第18章 補 則

第32条 この規程に定めるものの他は、エリザベト音楽大学学則を準用する。

- 附則 この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 3年 4月 1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 3年10月24日から施行する。
ただし、別表Ⅲの改正は、平成 4年 4月 1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成 5年 4月 1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 6年12月 4日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 7年12月13日から施行する。
ただし、入学金を除く学費（別表Ⅲ）並びに科目等履修料（別表Ⅳ）の改正については、平成 8年 4月 1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成10年11月27日から施行する。
ただし、学費（授業料、施設維持費等）の改正は平成11年4月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、2005 (H. 17) 年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、2008 (平成20) 年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、2009 (H. 21) 年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、2011 (H. 23) 年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、第3条第2項、第10条別表Ⅰを改正し、2014 (平成26) 年4月1日から施行する。ただし2013 (平成25) 年度以前に入学した者については、改正後の第10条別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附則 この学則は、第 16 条別表Ⅲ、第 18 条を改正して 2015 (平成 27) 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この学則は、第 8 条を改正し、新たに第 2 項を付け加え、2016 (平成 28) 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この学則は第 8 条第 2 項を改正し、2022 (令和 4) 年 4 月 1 日から施行する。

別表Ⅰ（修士課程）
2014年度入学生より適用
音楽学専攻

	授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
授業科目の概要	主 要 学 科 目	音楽創作研究	1・2		12		4 研究中一つを選択必修とし 原則として各年次6単位履修
		指揮研究	〃		12		
		音楽学研究	〃		12		
		音楽教育学研究	〃		12		
		特殊研究：					指導教員指定の特殊研究及び 特別講義・演習12単位以上(但 し、指導教員の指定により、 他専攻の特殊研究をもって当 てることができる)
		作曲理論Ⅰ	〃		2		
		作曲理論Ⅱ	〃		2		
		現代音楽研究Ⅰ	〃		2		
		現代音楽研究Ⅱ	〃		2		
		曲種研究Ⅰ	〃		2		
		曲種研究Ⅱ	〃		2		
		音楽メディア研究Ⅰ	〃		2		
		音楽メディア研究Ⅱ	〃		2		
		指揮法(合奏)Ⅰ	〃		2		
		指揮法(合奏)Ⅱ	〃		2		
		指揮法(合唱)Ⅰ	〃		2		
		指揮法(合唱)Ⅱ	〃		2		
		指揮法(吹奏楽)Ⅰ	〃		2		
		指揮法(吹奏楽)Ⅱ	〃		2		
		楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		音楽美学研究Ⅰ	〃		2		
		音楽美学研究Ⅱ	〃		2		
		音楽史学研究Ⅰ	〃		2		
		音楽史学研究Ⅱ	〃		2		
		民族音楽学研究Ⅰ	〃		2		
		民族音楽学研究Ⅱ	〃		2		
		音楽学原典研究Ⅰ	〃		2		
		音楽学原典研究Ⅱ	〃		2		
		応用音楽学研究Ⅰ	〃		2		
		応用音楽学研究Ⅱ	〃		2		
		音楽教育学原論Ⅰ	〃		2		
		音楽教育学原論Ⅱ	〃		2		
		音楽教育内容論Ⅰ	〃		2		
		音楽教育内容論Ⅱ	〃		2		
		音楽教育文献研究Ⅰ	〃		2		
		音楽教育文献研究Ⅱ	〃		2		
		応用音楽教育研究Ⅰ	〃		2		
		応用音楽教育研究Ⅱ	〃		2		
		音楽療法研究Ⅰ	〃		2		
		音楽療法研究Ⅱ	〃		2		
		特別講義・演習Ⅰ	〃		1		
		特別講義・演習Ⅱ	〃		1		

宗教音楽学専攻

授業科目の概要	授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
授業科目の概要	主 要 学 科 目	宗教音楽学研究	1・2		12		3 研究中一つを選択必修とし 原則として各年次6単位履修
		宗教声楽研究	〃		12		
		オルガン演奏研究	〃		12		
		特殊研究：					指導教員指定の特殊研究及び 特別講義・演習12単位以上(但し、指導教員の指定により、 他専攻の特殊研究をもって当 てることができる)
		宗教音楽古文書学Ⅰ	〃		2		
		宗教音楽古文書学Ⅱ	〃		2		
		宗教音楽史研究Ⅰ	〃		2		
		宗教音楽史研究Ⅱ	〃		2		
		典礼音楽研究Ⅰ	〃		2		
		典礼音楽研究Ⅱ	〃		2		
		宗教音楽創作研究Ⅰ	〃		2		
		宗教音楽創作研究Ⅱ	〃		2		
		宗教音楽指揮法Ⅰ	〃		2		
		宗教音楽指揮法Ⅱ	〃		2		
		オラトリオ・カンタータ研究Ⅰ	〃		2		
		オラトリオ・カンタータ研究Ⅱ	〃		2		
		典礼声楽研究Ⅰ	〃		2		
		典礼声楽研究Ⅱ	〃		2		
		朗唱法研究Ⅰ	〃		2		
		朗唱法研究Ⅱ	〃		2		
		オルガン楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		オルガン楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		オルガン即興演奏Ⅰ	〃		2		
		オルガン即興演奏Ⅱ	〃		2		
		典礼オルガン研究Ⅰ	〃		2		
		典礼オルガン研究Ⅱ	〃		2		
		オルガン構造学Ⅰ	〃		2		
		オルガン構造学Ⅱ	〃		2		
		通奏低音Ⅰ	〃		2		
		通奏低音Ⅱ	〃		2		
		特別講義・演習Ⅰ	〃		1		
		特別講義・演習Ⅱ	〃		1		

声楽専攻

授業科目の概要	授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
授業科目の概要	主 要 学 科 目	声楽演奏研究	1・2		12		原則として各年次6単位履修 指導教員指定の特殊研究及び特別講義・演習12単位以上(但し、指導教員の指定により、他専攻の特殊研究をもって当てることのできる)
		特殊研究：					
		声楽演奏理論Ⅰ	〃		2		
		声楽演奏理論Ⅱ	〃		2		
		歌曲研究Ⅰ	〃		2		
		歌曲研究Ⅱ	〃		2		
		オペラ研究Ⅰ	〃		2		
		オペラ研究Ⅱ	〃		2		
		声楽アンサンブル研究Ⅰ	〃		2		
		声楽アンサンブル研究Ⅱ	〃		2		
		ルネサンス・バロック声楽研究Ⅰ	〃		2		
		ルネサンス・バロック声楽研究Ⅱ	〃		2		
		声楽楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		声楽楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		声楽演奏解釈研究Ⅰ	〃		2		
		声楽演奏解釈研究Ⅱ	〃		2		
		声楽指導法研究Ⅰ	〃		2		
		声楽指導法研究Ⅱ	〃		2		
		特別講義・演習Ⅰ	〃		1		
		特別講義・演習Ⅱ	〃		1		

器楽専攻

	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
授業科目の概要	鍵盤楽器演奏研究	1・2		12		3 研究中一つを選択必修とし 原則として各年次 6 単位履修
	弦楽器演奏研究	〃		12		
	管打楽器演奏研究	〃		12		
	特殊研究：					指導教員指定の特殊研究及び 特別講義・演習12単位以上(但し、指導教員の指定により、他専攻の特殊研究をもって当てることのできる)
	鍵盤楽器楽曲研究Ⅰ	〃		2		
	鍵盤楽器楽曲研究Ⅱ	〃		2		
	鍵盤楽器演奏理論Ⅰ	〃		2		
	鍵盤楽器演奏理論Ⅱ	〃		2		
	鍵盤楽器重奏研究Ⅰ	〃		2		
	鍵盤楽器重奏研究Ⅱ	〃		2		
	鍵盤楽器室内楽Ⅰ	〃		2		
	鍵盤楽器室内楽Ⅱ	〃		2		
	伴奏法Ⅰ	〃		2		
	伴奏法Ⅱ	〃		2		
	鍵盤楽器指導法研究Ⅰ	〃		2		
	鍵盤楽器指導法研究Ⅱ	〃		2		
	弦楽器楽曲研究Ⅰ	〃		2		
	弦楽器楽曲研究Ⅱ	〃		2		
	弦楽器演奏理論Ⅰ	〃		2		
	弦楽器演奏理論Ⅱ	〃		2		
	管楽器楽曲研究Ⅰ	〃		2		
	管楽器楽曲研究Ⅱ	〃		2		
	管打楽器演奏理論Ⅰ	〃		2		
	管打楽器演奏理論Ⅱ	〃		2		
	管弦打楽器指導法研究Ⅰ	〃		2		
	管弦打楽器指導法研究Ⅱ	〃		2		
	打楽器楽曲研究Ⅰ	〃		2		
	打楽器楽曲研究Ⅱ	〃		2		
	管弦打楽器演奏解釈研究Ⅰ	〃		2		
	管弦打楽器演奏解釈研究Ⅱ	〃		2		
	室内楽Ⅰ	〃		2		
	室内楽Ⅱ	〃		2		
	室内楽Ⅲ	〃		2		
	室内楽Ⅳ	〃		2		
	合奏Ⅰ	〃		2		
	合奏Ⅱ	〃		2		
	特別講義・演習Ⅰ	〃		1		
	特別講義・演習Ⅱ	〃		1		

全専攻関連学科目

授業科目の概要	授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
授業科目の概要	関連学科目	外国語研究Ⅰ	1・2		2		関連学科目から8単位以上(但し外国語研究と楽書講読の両方を選択する場合、関連学科目の必修8単位に含めるものは合計4単位までとする)
		外国語研究Ⅱ	〃		2		
		楽書講読Ⅰ	〃		2		
		楽書講読Ⅱ	〃		2		
		音楽執筆法研究Ⅰ	〃		2		
		音楽執筆法研究Ⅱ	〃		2		
		音楽芸術思想Ⅰ	〃		2		
		音楽芸術思想Ⅱ	〃		2		
		西洋音楽史特講Ⅰ	〃		2		
		西洋音楽史特講Ⅱ	〃		2		
		東洋音楽史特講Ⅰ	〃		2		
		東洋音楽史特講Ⅱ	〃		2		
		楽曲分析Ⅰ	〃		2		
		楽曲分析Ⅱ	〃		2		
		ソニックラボラトリーⅠ	〃		2		
		ソニックラボラトリーⅡ	〃		2		

別表Ⅱ (博士後期課程)

音楽専攻

授業科目の概要	授業科目の名称		配当年次			単位数			備考
			1	2	3	必修	選択	自由	
授業科目の概要	研究領域特別研究指導		0	0	0	0			共通必修科目
	特殊研究：	作曲研究	2	2	2	6			領域別に1研究6単位を履修
		音楽学研究	2	2	2				
		宗教音楽学研究	2	2	2				
		音楽教育学研究	2	2	2				
		声楽研究	2	2	2				
		器楽研究	2	2	2				
		音楽史研究	2				4		指導教員指定の2研究4単位以上履修
		楽曲分析研究	2						
		原典研究	2						
		音楽文献研究	2						

博士後期課程修了までのプロセス

声楽研究領域・器楽研究領域・音楽学研究領域指揮						
1年次		2年次		3年次		
	研究コンサート		研究コンサート	論文予備審査	博士論文提出	修了リサイタル及び博士論文審査
	2～3月		2～3月	4～5月	10月～11月	2月

※学位は博士(音楽)

※研究コンサートは原則としてレクチャー形式で行うものとし、場合によってはレクチャーなしも認める。成績をつける(可・不可)。

※修了リサイタルは必ずレクチャー形式で行うものとする。

※修了リサイタル及び博士論文審査は総合評価とする。

音楽学研究領域作曲						
1年次		2年次		3年次		
	作品提出		作品提出	論文予備審査	博士論文提出	修了作品演奏会 及び 博士論文審査
	2～3月		2～3月	4～5月	10月～11月	2月

※学位は博士(音楽)

※作品提出は507号室又はザビエルホールにてレクチャーを行うものとする(演奏を含むことも可)。成績をつける(可・不可)。

※修了作品演奏会はレクチャー形式で行うものとするが、編成の関係上譜面審査の場合もある。

※修了作品演奏会及び博士論文審査は総合評価とする。

音楽学研究領域音楽学・宗教音楽学・音楽教育学						
1年次		2年次		3年次		
	学会発表 又は 学術誌への 論文掲載		学術誌への 論文掲載 又は 学会発表	論文予備審査	博士論文提出	博士論文審査
	2～3月		2～3月	4～5月	10月～11月	2月

※学位は博士(音楽学)

※1年次、2年次のうちに少なくとも学会発表1回と学術誌への論文掲載1回を行うものとする。成績をつける(可・不可)。

※発表する学会は、発表要旨、レポーター報告等が掲載される全国レベルの学会とし、その全国大会で行うものとする。

※学術誌には査読のある全国レベルの学会誌、研究紀要等を含むものとする。

音楽学研究領域宗教音楽学・音楽教育学で実技又は作曲を含めるケース						
1年次		2年次		3年次		
	研究コンサート 又は 作品提出		研究コンサート 又は 作品提出	論文予備審査	博士論文提出	修了リサイタル 又は 修了作品演奏会、 及び 博士論文審査
	2～3月		2～3月	4～5月	10月～11月	2月

※学位は博士(音楽)

※研究コンサート及び修了リサイタルはレクチャー形式で行うものとする。

※研究コンサートは成績をつける(可・不可)。

※作品提出は507号室又はザビエルホールにてレクチャーを行うものとする(演奏を含むことも可)。成績をつける(可・不可)。

※修了作品演奏会はレクチャー形式で行うものとするが、編成の関係上譜面審査の場合もある。

※修了リサイタル又は修了作品演奏会、及び博士論文審査は総合評価とする。

大学院教職課程の履修について（2018年度入学生より適用）

1. 免許状の種類

本大学院音楽研究科において取得できる教育職員免許状は次のとおりである。

（ただし、中学校一種免許状（音楽）・高等学校一種免許状（音楽）を有する者に限る。）

- (1) 中学校専修免許状（音楽）
- (2) 高等学校専修免許状（音楽）

2. 履修方法

- (1) 免許状を取得しようとする者は、免許状の種類に応じ、表1に掲げる基礎資格をそなえ、かつ最低修得単位数を満たさなければならない。

- (2) 一種免許状を有する者は、専修免許状取得のための最低修得単位数（83単位）から一種免許状取得のための最低取得単位数（59単位）を差し引いた単位数、すなわち24単位を表2の科目一覧から修得しなくてはならない。

【教育職員免許法 第五条別表第一備考七より抜粋】

専修免許状に係る科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状に係る各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。

表 1

教育職員免許状の種類	基 礎 資 格	最低修得単位数
		教科及び教職に関する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	59
高等学校教諭一種免許状		59
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること *注	83
高等学校教諭専修免許状		83

*注「修士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

表 2

音楽学専攻

授業科目の名称			単位数	授業科目の名称		単位数
主 要 学 科 目	音楽創作研究		12	関 連 学 科 目	楽書講読Ⅰ	2
	指揮研究		12		楽書講読Ⅱ	2
	音楽学研究		12		音楽執筆法研究Ⅰ	2
	音楽教育学研究		12		音楽執筆法研究Ⅱ	2
	作曲理論Ⅰ		2		音楽芸術思想Ⅰ	2
	作曲理論Ⅱ		2		音楽芸術思想Ⅱ	2
	曲種研究Ⅰ		2		西洋音楽史特講Ⅰ	2
	曲種研究Ⅱ		2		西洋音楽史特講Ⅱ	2
	音楽美学研究Ⅰ		2		楽曲分析Ⅰ	2
	音楽美学研究Ⅱ		2		楽曲分析Ⅱ	2
	音楽史学研究Ⅰ		2		ソニックラボラトリーⅠ	2
	音楽史学研究Ⅱ		2		ソニックラボラトリーⅡ	2
	応用音楽学研究Ⅰ		2			
	応用音楽学研究Ⅱ		2			
	音楽教育内容論Ⅰ		2			
	音楽教育内容論Ⅱ		2			
	音楽教育文献研究Ⅰ		2			
	音楽教育文献研究Ⅱ		2			

宗教音楽学専攻

授業科目の名称			単位数	授業科目の名称		単位数
主 要 学 科 目	宗教音楽学研究		12	関 連 学 科 目	楽書講読Ⅰ	2
	宗教声楽研究		12		楽書講読Ⅱ	2
	オルガン演奏研究		12		音楽執筆法研究Ⅰ	2
	宗教音楽史研究Ⅰ		2		音楽執筆法研究Ⅱ	2
	宗教音楽史研究Ⅱ		2		音楽芸術思想Ⅰ	2
	典礼音楽研究Ⅰ		2		音楽芸術思想Ⅱ	2
	典礼音楽研究Ⅱ		2		西洋音楽史特講Ⅰ	2
	朗唱法研究Ⅰ		2		西洋音楽史特講Ⅱ	2
	朗唱法研究Ⅱ		2		楽曲分析Ⅰ	2
	オルガン楽曲研究Ⅰ		2		楽曲分析Ⅱ	2
	オルガン楽曲研究Ⅱ		2		ソニックラボラトリーⅠ	2
	オルガン即興演奏Ⅰ		2		ソニックラボラトリーⅡ	2
	オルガン即興演奏Ⅱ		2			
	通奏低音Ⅰ		2			
	通奏低音Ⅱ		2			

表 2

声乐専攻

授業科目の名称			単位数	授業科目の名称		単位数
主 要 学 科 目	声乐演奏研究		12	関 連 学 科 目	楽書講読Ⅰ	2
	声乐演奏理論Ⅰ		2		楽書講読Ⅱ	2
	声乐演奏理論Ⅱ		2		音楽執筆法研究Ⅰ	2
	歌曲研究Ⅰ		2		音楽執筆法研究Ⅱ	2
	歌曲研究Ⅱ		2		音楽芸術思想Ⅰ	2
	オペラ研究Ⅰ		2		音楽芸術思想Ⅱ	2
	オペラ研究Ⅱ		2		西洋音楽史特講Ⅰ	2
	声乐アンサンブル研究Ⅰ		2		西洋音楽史特講Ⅱ	2
	声乐アンサンブル研究Ⅱ		2		楽曲分析Ⅰ	2
	声乐楽曲研究Ⅰ		2		楽曲分析Ⅱ	2
	声乐楽曲研究Ⅱ		2		ソニックラボラトリーⅠ	2
	声乐演奏解釈研究Ⅰ		2		ソニックラボラトリーⅡ	2
	声乐演奏解釈研究Ⅱ		2			

器楽専攻

授業科目の名称			単位数	授業科目の名称		単位数
主 要 学 科 目	鍵盤楽器演奏研究		12	関 連 学 科 目	楽書講読Ⅰ	2
	弦楽器演奏研究		12		楽書講読Ⅱ	2
	管打楽器演奏研究		12		音楽執筆法研究Ⅰ	2
	鍵盤楽器楽曲研究Ⅰ		2		音楽執筆法研究Ⅱ	2
	鍵盤楽器楽曲研究Ⅱ		2		音楽芸術思想Ⅰ	2
	鍵盤楽器重奏研究Ⅰ		2		音楽芸術思想Ⅱ	2
	鍵盤楽器重奏研究Ⅱ		2		西洋音楽史特講Ⅰ	2
	鍵盤楽器室内楽Ⅰ		2		西洋音楽史特講Ⅱ	2
	鍵盤楽器室内楽Ⅱ		2		楽曲分析Ⅰ	2
	伴奏法Ⅰ		2		楽曲分析Ⅱ	2
	伴奏法Ⅱ		2		ソニックラボラトリーⅠ	2
	弦楽器楽曲研究Ⅰ		2		ソニックラボラトリーⅡ	2
科 目	弦楽器楽曲研究Ⅱ		2			
	弦楽器演奏理論Ⅰ		2			
	弦楽器演奏理論Ⅱ		2			
	管楽器楽曲研究Ⅰ		2			
	管楽器楽曲研究Ⅱ		2			
	管打楽器演奏理論Ⅰ		2			
	管打楽器演奏理論Ⅱ		2			
	打楽器楽曲研究Ⅰ		2			
	打楽器楽曲研究Ⅱ		2			
	管弦打楽器演奏解釈研究Ⅰ		2			
	管弦打楽器演奏解釈研究Ⅱ		2			

別表Ⅲ

検定料

検定料	40,000 円
-----	----------

学 費

(2011年度入学生より適用)

修士課程

(単位＝円)

項 目	1年次	2年次	2年間合計	備 考
入学金	300,000	—	300,000	初年度のみ。 入学手続き時に 納付。
授業料(年額)	1,000,000	1,000,000	2,000,000	前期・後期の 分納
施設維持費(年額)	350,000	350,000	700,000	前期・後期の 分納
合 計	1,650,000	1,350,000	3,000,000	

※ 本学出身者は入学金免除。

博士後期課程

(単位＝円)

項 目	1年次	2～3年次	3年間合計	備 考
入学金	400,000	—	400,000	初年度のみ。 入学手続き時に 納付。
授業料	675,000	675,000	2,025,000	前期・後期の 分納
施設維持費	150,000	150,000	450,000	前期・後期の 分納
合 計	1,225,000	825,000	2,875,000	

※ 本学大学院修士課程出身者は入学金免除。

別表Ⅳ

科目等履修生

入学金	30,000 円
登録料	2,500 円(各学期)
履修料(1 単位)	40,000 円

エリザベト音楽大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は学位規則(昭和28年文部省令第9号)第12条およびエリザベト音楽大学大学院学則第14条の規定に基づき、本大学院において授与する必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

修士(音楽)

博士(音楽)、博士(音楽学)

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院修士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

3 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院が行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(審査)

第4条 学長は、論文、作品若しくは演奏の審査に関して、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

2 研究科委員会が前項の付託を受けたときは、当該専攻内の指導教員を含む審査委員3名以上を選定し、当該論文、作品若しくは演奏の審査に関する事項を委嘱するものとする。

第5条 審査委員は、論文、作品若しくは演奏の審査の結果を、研究科委員会に報告しなければならない。

第6条 本学大学院の学生以外の者が、本学大学院の博士の学位の取得を願出しようとするときは、学位申請書及び別に定める学位論文等審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

(認定)

第7条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を審議する。

2 前項の学位授与の審議は、全委員の3分の2以上の出席を必要とし、その審議結果を学長に答申するものとする。

(審査結果の報告)

第8条 研究科委員会は、前条の規定により、学位の授与を答申したときは次に掲げる事項を記載した書類を学長へ提出しなければならない。

(1)授与しようとする学位の種類

(2)授与しようとする年月日

2 学位を授与できないと答申したものについては、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

第 9 条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきものと決定した者については学位を授与し、学位記(別表様式)を交付するものとする。

(学位の名称の使用)

第 10 条 本大学院において学位を受けた者が、学位の名称を用いるときは、「エリザベト音楽大学」を付記しなければならない。

(博士学位授与についての文部科学大臣への報告)

第 11 条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の公表)

第 12 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及びその審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第 13 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消)

第 14 条 学位を授与された者が次の各号の一つに該当すると認められるときは、学長は研究科委員会の議を経て、当該学位を取り消すことができる。

(1)不正な方法により学位を授与された事実が判明したとき。

(2)学位を授与された者が、その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。

2 学長は前項の規定に基づき、当該学位を取り消したときは、その旨を公示するとともに、既に交付した学位記を返還させるものとする。

附 則 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 3 年 10 月 24 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 8 年 12 月 11 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、2014 (平成 26) 年 2 月 26 日から施行する。

別表様式

第 号

学 位 記

都道府県

氏名

年 月 日生

本学大学院音楽研究科〇〇専攻の
修士課程を修了し所定の審査及び
試験に合格したので修士（音楽）
の学位を授与する

年 月 日

エリザベト音楽大学

学長 川野祐二

課程博士の場合

学位記	都道府県	氏名	年月日生	右のものは本学大学院音楽研究科 〇〇〇専攻の博士後期課程を修了 し所定の審査及び試験に合格した ので博士〈音楽〉の学位を授与す る	年月日	エリザベト音楽大学 学長 川野 祐二	第 号
-----	------	----	------	---	-----	-----------------------	--------

論文博士の場合

学位記	都道府県	氏名	年月日生	右のものは本学学位論文を提出 し所定の審査及び試験に合格した ので博士〈音楽〉の学位を授与す る	年月日	エリザベト音楽大学 学長 川野 祐二	第 号
-----	------	----	------	---	-----	-----------------------	--------

エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程

第1条 この規程は、エリザベト音楽大学大学院学則第1条第2項の規定に基づき、エリザベト音楽大学大学院音楽研究科修士課程と各専攻及び音楽研究科博士後期課程と各研究領域の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定めるものである。

2 大学院音楽研究科修士課程は、広い視野に立って専攻分野における専門的な知識・技能を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要の優れた能力を備えた国際性豊かな人材の養成を目的とする。

(1) 音楽学専攻は、音楽に関する幅広い知識と技能をとおして、広く社会や人々に貢献する優れた人材を養成し、音楽とその関連分野における高度な専門研究を行う。国際的な活動も視野に入れながら、音楽創作・指揮・音楽学・音楽教育学の理論的・実践的研究を通じ、創作・編曲に関わる作曲家、オーケストラや合唱団の指揮者、芸術文化や音楽教育の分野に関わる研究者、教育者を育てることを目的とする。

(2) 宗教音楽学専攻は、宗教音楽に関する幅広い知識と技能をとおして、広く社会や人々に貢献する優れた人材を養成し、宗教音楽とその関連分野における高度な専門教育を行う。国際的な活動も視野に入れながら、宗教音楽学・宗教声楽・パイプオルガンの理論的・実践的な研究を通じ、グレゴリオ聖歌の研究者、教会の典礼に奉仕する声楽家やオルガニストを育てることを目的とする。

(3) 声楽専攻は、音楽をとおして自己を表現する優れた人材を養成し、演奏及び関連分野における高度な専門教育を行う。実践的な研究を通じて、国際的な活動も視野に入れた声楽家、オペラ歌手を育てることを目的とする。

(4) 器楽専攻は、音楽をとおして自己を表現する優れた人材を養成し、演奏及び関連分野における高度な専門教育を行う。実践的な研究を通じて、国際的な活動も視野に入れたピアノや管弦打楽器のソロ演奏家、室内楽や伴奏等の演奏家を育てることを目的とする。

3 大学院音楽研究科博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた学際的な人材の養成を目的とする。

(1) 音楽学研究領域

音楽学研究領域は、音楽の理論的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、作曲・指揮・音楽学・宗教音楽学・音楽教育学などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。

(2) 声楽研究領域

声楽研究領域は、声楽曲の実践的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、声楽・宗教声楽などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学術研究に裏打ちされた深い洞察力、文化や社会に対する学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。

(3) 器楽研究領域

器楽研究領域は、器楽曲の実践的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、鍵盤楽器(チェンバロ・パイプオルガンを含む)・弦楽器・管打楽器などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学術研究に裏打ちされた深い洞察力、文化や社会に対する学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。

附則 この規程は、2017(平成 29)年 4 月 1 日から施行する。

大学院入学資格認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法施行規則第70条第1項第3号（以上施行規則と言う）に基づく、エリザベト音楽大学大学院学則（以下学則と言う）第6章第15条第3項第(5)号並びに第(6)号、同条第4項第(4)号及び同条第5項による本学大学院音楽研究科入学資格認定手続を定めるものとする。

(手続)

第2条 施行規則により本大学院を受験しようとする者は、以下に定める書類を学長に提出し、入学資格の認定を受けなければならない。

2 学則第15条第3項第(5)号によって受験しようとする者は、学部長の許可を得た上で、学部における取得単位と成績を示す書類を提出しなければならない。但し、本学学部在籍中の受験者については、取得単位と成績を示す書類は不要とする。

3 学則第15条第3項第(6)号ないし同条第4項第(4)号によって受験しようとする者が提出すべき書類については、研究科長がこれを指定する。

(申請資格)

第3条 学則第15条第(5)号によって受験しようとする者は、大学における3年以上の在学期間において成績優秀であり、かつ本大学院入学時までに学部の卒業要件単位の3/4以上の単位を取得見込みでなければならない。

(認定)

第4条 施行規則の適用の認定は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附則 この規程は、平成2年12月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成8年12月11日から施行する。

学部との5年プログラム規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学大学院学則第13条の2に基づき、本学学部との5年プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

第2条 本学学部（以下「学部」という。）との5年プログラム生（以下「5年プログラム生」という。）として募集する人員は5名程度とする。（修士課程募集人員20名のうちとする。）

(出願資格)

第3条 5年プログラム生として音楽研究科の授業科目を履修することのできる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 当該年度末に本学音楽学部を優秀な成績で卒業見込みの者のうち、同年4月（秋季入学者の場合は10月）に本学大学院音楽研究科修士課程に進学することを希望する者。
- (2) 学部1年次から3年次前期までの通算成績が、原則として GPA3.0 以上で、第5セメスターにおける専門科目カテゴリー制試験が Ba 以上（音楽文化学科音楽文化専修音楽研究領域・音楽教育領域、幼児音楽教育専修、音楽コミュニケーションデザイン専修の場合は音楽文化研究演習Ⅰの成績が秀）の者。

(提出書類)

第4条 5年プログラム生を志願する者は、願書を学長に提出しなければならない。

(出願期間)

第5条 5年プログラム生の出願締切は、学部3年次1月末（秋季入学者の場合は6月末）とする。

(選考時期)

第6条 5年プログラム生の選考時期は、学部3年次3月初め（秋季入学者の場合は8月）とする。

(選考方法)

第7条 5年プログラム生の選考方法は、書類選考（願書、学部3年次後期までの成績）とする。

(5年プログラム生の身分)

第8条 5年プログラム生の身分は、大学院の科目等履修生として取り扱うものとする。

(入学金及び履修料)

第9条 5年プログラム生の学費は、本学大学院学則別表Ⅳ科目等履修料の定めにかかわらず、別表のとおりとする。

(学部4年次で履修できる授業科目)

第10条 5年プログラム生が、学部4年次に履修できる大学院の授業科目は次のとおりとする。なお、これらの授業科目の修得単位は学部の卒業要件単位には充当することはできない。

- (1) 希望する指導教員による専門研究(6単位) *必修
- (2) 指導教員指定の特殊研究及び特別講義・演習(各2単位) *選択
- (3) 関連学科目(各2単位) *選択

(学部との5年プログラムによる既修得単位等の取り扱い)

第11条 学部との5年プログラムにより、音楽研究科に入学する前に、同研究科の授業科目を履修し単位を修得している者については、当該授業科目の単位数を大学院学則第13条の2に基づく修了要件として必要な修得単位数に充当することができる。

(修士課程進学者選考)

第12条 5年プログラム生のうち、修士課程に進学を希望する者の選考時期は、学部4年次末とする。

- 2 修士課程に進学を希望する者は、志望理由書に検定料を添えて、1月末までに提出する。
- 3 選考方法は、書類選考(志望理由書、学部成績、学部4年次での大学院授業科目の履修状況)とする。
- 4 第2項に定める検定料及び5年プログラム生が修士課程に進学した場合の学費は、本学大学院学則別表Ⅲに定めるところによるものとする。但し入学金は免除する。

附 則 この規程は、2009(H.21)年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、第3条を改正し2016(平成28)年4月1日から施行する。

別 表

入学金	免 除
登録料	免 除
履修料(1単位)	32,000 円

修士課程進学者選考に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は5年プログラム生のうち修士課程進学者の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(修士課程1年次の演奏研究発表会の取り扱い)

第2条 演奏学科の学生で学部卒業時に専門科目カテゴリー制試験をAカテゴリー以上で受験し、合格した場合には、修士課程1年次に課せられる各演奏研究発表会(30分)に代えることができる。

(修士課程1年次の音楽創作研究発表会の取り扱い)

第3条 音楽文化学科音楽文化専修音楽創作領域の学生で、専門科目カテゴリー制試験(作曲研究又はデジタル鍵盤楽器奏法研究)をAカテゴリー以上で受験し、合格した場合には、修士課程1年次に課せられる音楽創作研究発表会に代えることができる。

(音楽文化学科音楽文化専修音楽研究領域・音楽教育領域、幼児音楽教育専修、音楽コミュニケーションデザイン専修の取り扱い)

第4条 音楽文化学科音楽文化専修音楽研究領域・音楽教育領域、幼児音楽教育専修、音楽コミュニケーションデザイン専修の学生で修士課程へ進学を希望する者が、卒業時に卒業研究で秀の成績をおさめた場合には、修士課程1年次に課せられる論文研究発表会に代えることができる。

附 則 この内規は、2009 (H. 21) 年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、2011 (H. 23) 年4月1日入学の学生から適用する。

附 則 この内規は、2016 (H. 28) 年4月1日から施行する。

大学院修士課程における短期及び長期修了プログラムに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、エリザベト音楽大学大学院修士課程を、標準修了年限（2年間）よりも短期あるいは長期の在学によって修了するプログラムを定めるものとする。

(プログラムの種類)

第2条 標準修了年限における修了とは別に、以下の2種類の修了プログラムを設ける。

(1) 短期修了プログラム

2学期と1日以上3学期以下（1年間と1日以上1年半以下）の期間での修了。

(2) 長期修了プログラム

5学期以上6学期以下（2年半以上3年間以下）の期間での修了。

(プログラム選択の条件)

第3条 短期修了プログラムを選択できるのは、研究科委員会において以下のいずれかに該当すると認められた者とする。

- (1) 社会人学生であって、本人の事情により標準修了年限期間の在籍が困難である者。
- (2) 博士後期課程への進学を予定し、成績優秀であって、標準修了年限の修了をまたずに博士後期課程の入学試験受験に適う学力水準に達すると見込まれる者。
- (3) 外国の高等教育機関への留学を予定し、成績優秀であって、標準修了年限の修了をまたずに当該機関の入学試験受験に適う学力水準に達すると見込まれる者。
- (4) その他、研究科委員会が適当と認める理由で短期の研究計画が必要である者。

2 長期修了プログラムを選択できるのは、研究科委員会において以下に該当すると認められた者とする。

- (1) 長期の研究計画が必要である者。

(申請)

第4条 学生は、以下に定める要領にしたがってプログラムの申請を行うものとする。

2 短期修了プログラムの場合

2学期と1日（1年間と1日）以上であって3学期（1年半）未満の期間での修了を希望する学生は、指導担当教員の指導の下で履修計画を立て、1年次最初の学期の履修登録以前に、その旨を研究科長に申し出る。又、3学期（1年半）の期間を満たして修了を希望する学生は、指導担当教員の指導の下で履修計画を立て、1年次最初の学期の終わりまでに、その旨を研究科長に申し出る。

3 長期修了プログラムの場合

このプログラムを希望する学生は、指導担当教員の指導の下で履修計画を立て、1年次最初の学期の終わりまでに、その旨を研究科長に申し出る。

4 上記期間を過ぎて申請を行うことはできない。

(許可及び取消)

第5条 学長は、研究科委員会の議を経て、学生のプログラムへの登録を許可する。

- 2 学生が指導教員との相談の上でプログラムの取消を申し出た場合には、学長は、研究科委員会の議を経てそれを認めることができる。

- 3 学生が、修了試験不合格等の理由で、当初申請した期間で修了できなかった場合には、プログラムは自動的に無効となる。

(学費)

第6条 学費を以下のように定める。

- 1 短期修了プログラムの場合、2学期（1年間）を超える期間の学費については、その期間の長さにかかわらず、標準修了プログラムの学生が第2学年の後期（第4学期目）に修める授業料A〔基本学費〕を免除する。
- 2 長期修了プログラムの場合、4学期（2年間）を超える期間の学費については、その期間の長さにかかわらず、授業料A〔基本学費〕の2/3を免除する。（千円未満は切り捨て）
- 3 上記の原則にもかかわらず、プログラムが取り消されたりあるいは無効になった場合には、在籍期間中の各1年単位で当該年度の全額の学費を納めるものとする。

附 則 この内規は、平成12年4月1日から施行する。

博士学位授与の要件に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、エリザベト音楽大学大学院学則第14条第2項並びにエリザベト音楽大学学位規程第3条にもとづき、博士学位授与の要件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類、学位授与要件)

第2条 博士後期課程において、つぎに掲げる3つの要件のうち、(1)と(2)を満たした場合には、博士(音楽学)、(1)と(3)を満たした場合には博士(音楽)の学位を授与するものとする。

- (1) 大学院博士後期課程に3年(優れた研究業績を上げた者については1年)以上在学し、30単位(修士課程で修得した30単位を含む)の外所属する研究領域において指導教員指定の特殊研究10単位以上修得した者。
- (2) 音楽学研究領域音楽学・宗教音楽学・音楽教育学(演奏又は作曲を含めない場合)においては、博士論文の審査に合格した者。
- (3) 声楽研究領域、器楽研究領域、音楽学研究領域作曲・指揮、音楽学研究領域宗教音楽学・音楽教育学で演奏又は作曲を含める場合、においては、博士論文及び修了リサイタル、又は博士論文及び修了作品の審査に合格した者。

(論文の予備審査)

第3条 博士学位論文を提出しようとする者は、論文の提出に先立って、論文の予備審査を経ねばならない。

- 2 論文の予備審査を受けようとする者は、予めその旨を研究科長に申し出て、審査の実施を要請する。審査は、受験者からの実施要請後3ヶ月から1年までの間に実施されることを原則とする。この原則に基づいて、研究科長は、受験者と協議の上、研究科委員会の承認を得て、審査の実施日程を決定する。
- 3 予備審査を受けようとする者は、審査日の1ヶ月前迄に、論文の梗概を研究科長に提出する。論文の予備審査は、受験者が提出した論文の梗概に基づいて、口述で行われる。

(論文提出資格)

第4条 博士後期課程において論文の予備審査に合格した者は、博士学位論文を提出し、その本審査を要請することができる。

- 2 声楽研究領域、器楽研究領域、音楽学研究領域作曲・指揮、音楽学研究領域宗教音楽学・音楽教育学で演奏・作曲を含める場合、においては、博士学位論文の本審査に併せて修了リサイタル又は修了作品演奏会の審査を受けるものとする。

(論文審査、修了リサイタル又は修了作品演奏会の審査)

第5条 論文の予備審査及び本審査、修了リサイタル又は修了作品演奏会の審査は、研究科委員会が選出する審査委員によって行われる。審査委員は、当該研究領域の指導教員を含む3人以上とする。又、研究科委員会が必要を認めた場合、他の大学院若しくは研究

機関等の教員を審査委員に加えることができる。尚、論文の本審査は、論文提出から1年以内に行われるものとする。

- 2 審査委員は、他の大学院若しくは研究機関等から加えられた委員を除き、原則として論文の予備審査及び本審査、修了リサイタル又は修了作品演奏会の全部に立ち会うものとする。

(特例)

第6条 この内規によることが困難であると学長が認めた場合は、研究科委員会の儀を経て特例を認めることができる。

附則 この内規は、2008（H. 20）年4月1日から施行する。

博士学位（論文博士）授与の要件に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、エリザベト音楽大学大学院学則第14条第2項並びにエリザベト音楽大学学位規則第3条第3項及び第6条に基づき、博士学位（論文博士）授与の要件に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学位授与要件）

第2条 本大学院の博士後期課程を修了しない者にあっても、次に掲げる3つの要件を総て満たした場合、博士の学位を授与するものとする。

- (1) 本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者
- (2) 博士論文の審査に合格した者
- (3) 学位資格認定試験に合格した者

（論文の予備審査）

第3条 論文博士の学位論文を提出しようとする者は、論文の提出に先立って、論文の予備審査を経ねばならない。

2 論文の予備審査を受けようとする者は、予めその旨を研究科長に申し出て、審査の実施を要請する。審査は、受験者からの実施要請後3ヶ月から1年までの間に実施されることを原則とする。この原則に基づいて、研究科長は、受験者と協議の上、研究科委員会の承認を得て、審査の実施日程を決定する。

3 予備審査を受けようとする者は、審査日の1ヶ月前までに、論文の梗概に履歴書、業績目録、予備審査料を添えて、研究科長に提出する。論文の予備審査は、受験者が提出した論文の梗概に基づいて、書類審査又は口述審査で行われる。

4 予備審査料については別にこれを定める。

（論文の提出）

第4条 論文の予備審査に合格した者は、学位論文等審査手数料を添えて博士学位論文を提出し、その本審査を要請することができる。

2 学位論文等審査手数料については別にこれを定める。

（予備審査料及び学位論文等審査手数料の免除）

第5条 本学の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後3年以内に学位を申請する場合、予備審査料及び学位論文等審査手数料を免除することができる。

2 エリザベト音楽大学教職員が学位を申請する場合、予備審査料及び学位論文等審査手数料を免除することができる。

（論文審査）

第6条 論文の予備審査及び本審査は、研究科委員会が選出する審査委員によって行われる。

審査委員は、当該研究領域の指導教員を含む3人以上とする。又、研究科委員会が必要と認めた場合、他の大学院若しくは研究機関等の教員を審査委員に加えることができる。

（学位資格認定試験の内容、学位の種類）

第7条 学位資格認定試験は、つぎの通りとする。

(1) 音楽学研究領域音楽学・宗教音楽学・音楽教育学(演奏又は作曲を含めない場合)

学力資格試験 (2ヶ国語の外国語を含む)

(2) 声楽研究領域、器楽研究領域、音楽学研究領域作曲・指揮、音楽学研究領域宗教音楽学・音楽教育学で演奏又は作曲を含める場合

学力資格試験 (1ヶ国語の外国語を含む)

博士学位資格演奏 (リサイタル) 又は博士学位資格作品 (作品提出)

2 前項の資格認定試験のうち、学位資格試験については、口述又は筆記の形式により行うものとする。

3 第1項(1)号による学位の種類は博士 (音楽学)、(2)号による学位の種類は博士 (音楽)とする。

(試験の実施)

第8条 研究科長は、受験者と協議の上、研究科委員会の承認を得て、学位論文の試験及び学位資格認定試験の実施日程を決定するものとする。

(学位資格認定試験の審査)

第9条 学位資格認定試験の審査は、研究科委員会が選出する審査委員によって行われる。各資格試験の審査委員は、当該研究領域の指導教員を含む3人以上を原則とし、必要に応じて人数を増やすことができる。又、研究科委員会が必要を認めた場合、他の大学院若しくは研究機関等の教員を審査委員に加えることができる。

(学位資格認定試験の免除)

第10条 第7条の規定にかかわらず、学位資格認定試験の審査委員が、受験者の履歴及び業績を審査し、全員の一致をもって、受験者が学位を得るに相応しい学力及び研究能力を有すると認めた場合、研究科長は、研究科委員会の承認を得て、学位資格認定試験の一部又は全部の実施を免除することができる。

2 本学の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学後3年以内で論文博士を申請した場合、研究科長は、研究科委員会の承認を得て、論文の予備審査、学位資格認定試験の一部又は全部の実施を免除することができる。

(審査期間)

第11条 学位論文の審査及び学位資格認定試験は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

2 審査委員は、他の大学院若しくは研究機関等から加えられた委員を除き、原則として論文の予備審査及び本審査、学位資格認定試験の全部に立ち会うものとする。

(特例)

第12条 この内規によることが困難であると学長が認めた場合は、研究科委員会の儀を経て特例を認めることができる。

附則 この内規は、2008 (H. 20) 年4月1日から施行する。

大学院における外国の大学等への留学に関する規程

第1条 大学院の学生にかかる外国の大学等への留学に関する取扱いは、特別な場合を除きこの規程の定めるところによる。

第2条 学長は、研究科委員会の議を経て、教育上有益と認めるときは、外国の大学等への留学を認めることができる。

2 前項による留学は休学扱いとし、原則として修士課程2年以内、博士後期課程3年以内とする。

第3条 前条第1項による留学により休学する場合には、在籍登録料を除き学費を免除する。

第4条 学長は、研究科委員会の議を経て、留学期間中の学修について、10単位の範囲で本大学院において修得したものと認めることができる。

第5条 その他必要な事項は、別に学長が定める。

附則 この規程は、平成2年10月1日から施行する。

附則 この改定は、2007（平成19）年4月1日に在籍する学生から適用する。

大学院における休学に関する内規

第1条 大学院の学生で、休学の必要が生じた場合には、休学願を提出しなければならない。

第2条 学長は、研究科委員会の議を経て、休学を認めることができる。

第3条 前条の規定により認められた休学期間中の学費は、以下のいずれかの在籍登録料のみとし、それ以外の学費を免除する。

- (1) 「大学院における外国の大学等への留学に関する規程」第2条第1項による留学により休学する場合の在籍登録料は、修士課程、博士後期課程とも1学期につき25,000円とする。
- (2) 前号に定める留学以外の事由で休学する場合の在籍登録料は、修士課程、博士後期課程とも施設維持費の半額とする。

附則 この内規は、2007（平成19）年4月1日に在籍する学生から適用する。

大学院修士課程外国人留学生に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、大学院学則第23条に基づく外国人学生の内、修士課程の外国人留学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 外国人留学生の入学資格は、大学院学則第15条に定められるものとする。

(入学時期)

第3条 外国人留学生の入学時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(出願及び選考)

第4条 外国人留学生として入学を希望する者は、本学が指定する書類に検定料を添えて提出し、選考試験を受けなければならない。

2 前項の規程にも拘らず、学長は、出願者の事情からそれが適切であると判断した場合に検定料の納付を免除することができる。

第5条 外国人留学生の選考試験科目については、別に定める。

(入学許可願)

第6条 外国人留学生の選考は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

2 選考試験の結果によっては、条件付の入学許可が与えられることがある。

3 前項に定める条件付の入学許可にあっては、学生がその条件を満たさなかった場合には、入学許可が取り消されるものとする。

(入学手続)

第7条 外国人留学生として入学を許可された者は、所定の納付金に必要な書類を添えて指定された期日までに手続を完了しなければならない。

(処遇)

第8条 外国人留学生として入学を許可された者の身分は、大学院学生と同一とする。

(特例)

第9条 この規程によることが困難であると学長が認めた場合は、研究科委員会の議を経て特例を認めることができる。

附則 本規程は、平成10年4月1日から実施する。

附則 本規程は、2013（平成25）年4月1日から実施する。

大学院修士課程外国人留学生のための渡日前入学許可制度に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、大学院修士課程の外国人留学生のための渡日前入学許可制度の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 渡日前入学許可制度とは、外国人留学生の入学選考に際し海外から直接応募を受け付け、入学選考のために入学するまでの間一度も応募者を渡日させることなく可否を判定し、入学を許可する制度のことをいう。

(対象)

第3条 渡日前入学許可制度は、大学院修士課程外国人留学生として入学を希望する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により本学における入学試験の受験が困難な外国人留学生を対象として実施する。

(出願)

第4条 渡日前入学許可制度による入学選考を志願する者は、本学が指定する書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 選考方法は書類選考（音源審査を含む）もしくは国外における入学試験の実施によるものとする。

附則 本規程は、2011（平成23）年4月1日から実施する。

大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院学則第22条に基づき、科目等履修生の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第15条第3項に規定する入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生を志願する者は、本大学院所定の書類に必要事項を記入のうえ、所定の期日までに願い出るものとする。

(選考)

第4条 科目等履修生の入学は、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(履修生)

第5条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の科目等履修生料を期日までに納入しなければならない。

2 納付済の科目等履修料は、一切還付しない。

(入学期)

第6条 入学期は、学年の始めとする。ただし、後期から始まる授業科目の入学期は、後期の始めとする。

(履修生の取消し)

第7条 科目等履修生で、次に掲げる事項に該当するときは、科目等履修生の許可を取消すことがある。

- (1) 出席が常でなく、科目等履修の実があがらないと認められたとき
- (2) 科目等履修生の本分に反する行為があると認められたとき
- (3) 科目等履修料の納付の義務を怠ったとき

(履修科目の制限)

第8条 個人指導を伴う科目は履修を許可しない。

2 履修科目数の上限は定めない。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 単位の認定は、試験に基づき研究科委員会の議を経て、学長が行う。

3 履修単位を認定された者には、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

附則 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

大学院研究生（B）規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大学院研究生（以下、研究生という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（願い出）

第2条 研究生は、特定の専門事項について研究することを目的とする。

2 研究生として入学できる者は、本学大学院修了生、又はこれと同等の学力を有する者とする。

3 研究生を志願する者は、本学所定の書類に必要事項を記入の上、所定の期日までに願い出るものとする。

（選考）

第3条 研究生の入学は、大学院研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

（期間）

第4条 研究期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間とする。ただし、学長が認めた場合は、大学院研究会委員会の議を経て研究期間の短縮及び延長をすることができる。

（研究料）

第5条 研究料は別表のとおりとする。

2 納付手続きは、大学院学生に準じ、2期に分納する。

3 納付済の研究料は、一切還付しない。

（研究許可の取り消し）

第6条 研究生で、次の各号のひとつに該当するときには、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 出席が常でなく、研究の実があがらないと認められたとき

(2) 研究生の本分に反する行為があると認められたとき

(3) 研究料納付の義務を怠ったとき

（修了証明）

第7条 研究生は、主科実技等においては所定の研究を修了したときには本人の願い出により研究修了証明書が交付される。授業科目等においては、試験等による成績評価を受けた場合に本人の願い出により成績証明書を交付する。

（規程の準用）

第8条 この規程に定められたもの以外については、研究生細則に定める。あるいは本学学則その他の諸規定を準用する。

附則 この規程は、1999(平成11)年4月1日から施行する。

附則 この規程は一部改正して2008(平成20)年4月1日から実施する。

別表

入学金	在籍登録料	履修料
30,000 円	年間 10,000 円	半期 200,000 円

区分	研究料	備考
特定研究	年間 600,000 円	